

Title	甕棺に関する一考察(下)
Sub Title	
Author	森本, 六爾(Morimoto, Rokuji)
Publisher	三田史学会
Publication year	1927
Jtitle	史学 Vol.6, No.2 (1927. 5) ,p.133(285)- 152(304)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19270500-0133">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19270500-0133</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 甕棺に關する一考察（下）

### 五

前述した九州の甕棺の性質觀に對して當然一考を要すべきものであり、且つ其の考察に一傍證として寄與たり得る所があると思はれるものは、最近尾張國丹羽郡西成村大字馬見塚に於て注意せられた一事實である。<sup>(1)</sup>

其地にあつては、單甕と共に一種の口を合せた甕が併せ存するのを見る。先づ夫を概述するに、此の二個の甕の口を合せたもの、また斜位埋沒をなしてゐるが、二個の器は略同大同形のものであつて、器の一は口径一尺一寸高さ一尺一寸餘前後であるから、二個を合せて僅に二尺五寸以下の大きさを得るもので、内に遺骸を納めたとするも僅に屈葬の遺骸若しくは小兒の夫等を容れ得る程度の長さのものたるにすぎない。殊に器身が肥大でなく口径一尺一寸前後のものである點を注意するならば、むしろ小兒の棺の場合を考へることの可能性多きを思はしめる。これは、此の地方にも見る石器時代の小兒の單甕と同

一範疇内のものであつて、棺として葬るべき甕を選択するに際して甕の大きさが單甕を以つてしては遺骸を收藏するに不可能な所から、二個を合せたと見るべきもの、單一の甕で間にあふ大きさのものない時に選ばれた、時宜的の所産としたい。もとより内に大人の伸葬の遺骸を包藏し得ることは不可能であつて、これを合口甕の大さ五六尺に及ぶ九州のものとは、中に納められるべき遺骸の葬法——棺として重大視すべき葬法を異にする點に於て、同一視することを許容し得ない。また甕其のものの特徴とする所も、九州のものは彌生式系のものであり、尾張の夫は繩文系のものに屬してゐる。また器形について見るも、これを異にする所がある。斯様に兩者を比較して見ると尾張馬見塚のものを以つて、九州の甕棺とは直接の關係を肯定しがたいのであつて、寧ろ甕を以つて或は甕の口を合せて棺となす一種の原始的葬法は、各地方に於て夫等相互には直接的の關係がなくとも、あらはれ得る一例證をなすものと言ひたい。夫は恰も嚮に述べたバビロンに於ける棺甕の場合と同様である。

斯様に私は、この兩者に差異を認めながら、一方に於ては、尾張の例が別個の意味から、私のなした九州の甕棺の性質觀に一傍證としての役立ちをなすものあることを看過し得ないのである。夫は如何なる點に就てであらうか。

嚮に私は九州の合口甕棺をもつて、其の地方の單甕の二次的進化であり、斯様の進化をもたらした原因は伸展葬であり、其の伸葬の基く所は、外來の墓制の影響にあるとした。そして其の例證としては、

同地の合口甕のうちに稀に存する單甕を擧げて、夫を逆行的に説明せんとしたが、今や多くの單甕のうちに合口甕もある尾張馬見塚の例を得るに及んで、甕を以つて棺とする原始的葬法に於ては、單甕より合口甕に進化することの屢々可能なことを知らしめる——しかもこの進化のあとを前進的にあとづけ得る一の好傍例を得たのを喜ぶのである。勿論九州のものと尾張のものとは、斯様な二次的な進化をもたらした原因に於て、恰も兩者が直接的の關係を認め得られないとしたのと同様、異にしてゐるのを思はれるが、只進化の形式——移行の形式に於て相似た状勢を示すところに、九州の甕棺が同地方の單甕の手法から二次的進化をなしたとする考察の一點に、尾張例はよき傍證をなすものとして忘却しがたいのである。かのバビロンの例もまた然りである。

そして此等の傍證への肯定は、實に私がさきになしたわが九州の甕棺を以つて低級な人民と其の恵まれてゐない環境との文化所産であるとする歸結を、やがて認容に導く上に一の重視すべき事であつて、何等夫を否定するものとはならないのである。

註(1) 林魁一氏「尾張國丹羽郡西成村大字馬見塚發見の石器及び彌生式土器」(人類學雜誌四十卷二號)參照。私は谷川磐雄氏所藏の寫眞と同氏の詳しい旅行談によつて、本年初この事實を知り、五月これが實査をなした。

## 六

すべての社會的存在は、固定した形に於て永續するものではない。合口甕棺が上述した所の起原をもつて發現したとするも、然らば其の後に於ける進化退化等の變遷、及び廢滅等の實際はどうであらうか。前者の變遷如何について見るに、これは棺内伴出遺物の新古からする甕棺の新古を考究して其の型式の推移の點に及ぶと共に、何等副葬品を出さざるものにあつては、單に型式の上より夫等の占むる相對的年代を定め、其の二個の見地よりする結果を併せ對比することによつて、初めて其の究明の可能を思惟し得ると信ずる。しかし、現時につては、中より多少の副葬品を出したものが、其の發見が偶然に導かれてなされたものであり、單に二個の甕を合せたといふ程度にとどまつて、精細については明瞭でなく、爲に夫から企圖する甕棺の形式上の新古は、未だ究明の域に達してゐない。また、中より何等の副葬品を出さないものにあつても、同様の程度を出ないので、多くを明にせられるには至らず其の點究明を將來の調査にまたねばならぬが、僅に筑前朝倉郡平塚に於て中山博士、梅原氏によつて小發掘を試みられたものから、單に二個の同様な形式の甕を合せた式と、既に兩甕に蓋身の區別が見られ合口部を掩被するに粘土をもつてした式との存在が注意せられて居り、これを伸葬の棺としての役立ちより考へると前者が後者に比して原始的であり、古い式のものであるところから、系統上の單純な相對的年代を想定し得るにとどまるの有様にある。

而して、此の兩式の間に認められる形式上の差異相といふも、「合口甕」の範疇内にゆるされた些少の

ものたるにすぎない。これを、他方甕棺内發見の銅鋗、銅劍類の古式のものに概して局限せられてゐる事實と、併せ考へるならば甕棺存續の期間は、後に續く特殊の執拗な餘末を除いて、案外短い期間であつて、未だ其自身のうちに、多くの型式上及び其他の變遷を經ない内に大體は亡びさつたものとなすべき見解が當然な歸結として許される。<sup>(1)</sup> そしてこの種の見方は嚮に得た此等の甕棺を以つて墳墓の原始的内部主體とする見解と一致を見るのであつて、果して然りとすれば、文化は時と共に推移するものであるから、其の原始的内部主體である點で、甕棺は自から廢滅に歸せねばならぬ運命をもつたと見られる。其の時期は、甕棺内に含む古式の銅利器の示す所に少餘のゆとりを置き、むしろ一般の銅鋗銅劍の廢滅と前後し或は夫に少しく先立つとするのが穩當であらう。したがつて魏晉代に這入つてすでに殆ど迹を斷つたとする考察は、現時に於ける銅鋗劍の廢滅期に對する考察の比較的妥當性をもづものから考へて、必ずしも不當なものとして排斥するにはあたらない。

然らば、この九州の甕棺に代つて、遺骸を包藏する内部主體として選ばれたものは何であつたらうか。先づ此の點に私等を強くうつものは粗製組合式石棺の廣く一般的に採用されるに至つた（初めて採用された意味ではない）とする考へ方で、其の基づく所は時と共に進み來つた技術の修練にあらうと想到せざるを得ないのである。この見解に有力な暗示を與へるものは、前述した様に甕棺と共に同一地點に粗製組合式石棺が存在して、兩者の併存したことを示すと共に、一方から見れば兩者の採用がまさに移行

せんとする過渡の状態を示してゐるに外ならないとも言ひ得る。もとより粗製組合式石棺は、甕棺より後發的のものではない。或ものは、夫に先だつて存し、其の古きものにあつては、他の石製、木製、磚製等の内部主體の影響をうけながら、夫等と共に、甕棺の出現に刺戟と影響とを與へたと見られるのであつて、次で甕棺の行はるや夫と時代的に併存した譯であるが、九州殊に北九州地方等に於ける智的技能の修練が、ある年月を経て文化の進むと共に積まれ、當代人民が石切場に材をもとめてこれを運搬し、これを簡粗ながらも組立てて營む箱式棺が今や大いに行はれるに至つて甕棺の廢滅となつたと思ふのである。即ち、内部主體としては甚しく原始的であり、脆弱で耐久性を持たない甕棺が、文化の推移から自から廢滅に歸し、簡単ながらも内部主體としては堅牢で永きを保し得る點からより效果的である。這種の粗製組合式石棺が代つて、大いに行はれたることは必ずしも無理な考であるまい。この兩者の移行關係は嚮に擧げた銅鉢剣を出した甕棺と組合式石棺との示す表を比較することによつて、其の分布からも内に伴つた銅利器のタイプの如何の問題からも、推考し得ると信ずる。換言すると、流れてとどまらぬ文化は、其の或る時期に於て甕棺を發生せしめ、また其の他のある時期に於て、夫を廢滅に至らしめたといふべきであつて、これが發現に與つた文化は、やがてこれを廢滅に誘つた文化に推移したに外ならないと考られる。

註(1) 勿論甕棺はうちに銅鉢剣を副葬するものとのみ限らない。何等の遺物も其の内部から出さないものも多いのであつて、副葬品

の有無から甕棺其自身に、葬者被葬者の階級、貧富其他の區別が假に伺ひ得るものがありとしても、甕棺の起原が上述した意味の模倣にあるとすることが妥當であるならば、タルド等の論じた如く、模倣は上より下へ動く其自身の法則に支配せられざるを得ないため、當然、存續の年代には尙若干のゆとりを加へなければならないが、其にしても到底永いものであつたとはなし得ない。

## 七

上述した如く、九州に於ける甕棺を内部主體とした墓制は、漢代を盛行期として、既に魏晋代には、併出の遺物特に銅錐銅劍と前後し或は夫等に先んじて衰亡に歸したとすべきことは略認めて誤鈍いと信ずる。しかも夫に拘はらず、降つて六朝代若しくは夫に接する時代に於て、甚しく小數とは言ひながら、此等本來の甕棺の流を後に傳へたと思惟すべき棺の存在が、また先輩によつて既に認められ、私達の注意を惹いてゐる。此等は或は執拗な餘沫とも言ふべき程のものである。しかし、私達は夫等をテストしなければならない。

先づ、本來の甕棺が行はれた膝下の九州地方に於ては、筑後國三瀬郡荒木村大字白口向定覺古墳發見の大甕がこの例に數へ得る一として報告せられ<sup>(1)</sup>、海を渡つた朝鮮半島では、南鮮羅州潘南面の徳山里や太安里、新村里等に存する遺蹟に於て本例に屬すると思はれるものを見る。但し、前者にあつては、報告者が遺蹟を踏査した上で記載ではなく、單に地方廳の報告によつて説述せられたのであつて、屢々誤謬を有ししかも記載が要領を失ふことの多い地方廳報告では其の實際を詳にすることが望み難い。し

かも夫が、一種の石室に於て、大甕の外に金環、鎌、刀劍身、馬具等があつた様に記述せられてゐるのであつて見れば、遺蹟の性質が明にせられ石室の型式が究められそして石室と大甕との關係が詳しく述べられるにあらざる限り、私達には遺蹟の混線といつた様なこともまた一面に考へられるのであつて、直ちに信じて此の種の確例となすことを躊躇する。後者の南鮮の例は、伴出遺物によつて六朝中期前後と考へ得るもの、一見其の形式の前述した九州の甕棺とは稍々異にするところがあるかの様な觀を呈してゐるが、圓形若しくは方形狀の封土の内部に數個ならび存したことは、前述の筑前板付の遺蹟のそれに髣髴してゐる上、大きく長い筒形の土器に稍々小形の、口部を破つた壺をさしこみ、其の合せ口を粘土で被ひ接合部の密着をはかつてゐることは、これまた前述の筑前福田の第二號甕棺の示す事實とよく一致するし、本來の甕棺と同軌の伸展葬であること等を併せ考へるならば、兩者の系統上の連鎖を只否定し終ることは寧ろ穩當であるまい。それから、上原準一氏の報ぜられた讃岐國香川郡圓座村山崎發見<sup>(5)</sup>の棺は、從來は本來の古式甕棺の四國に於ける著しい例として數へられてゐたやうであるが、これは當初封土を有してゐたものらしく、豎口式石室内に存在してゐて、甕の手法も、九州の本來の式とは異なる所があつて、寧ろ後述の澤田の夫に近似してゐると見られる點からしても、恐らくは前二例と前後する時代の所産と見るべく、其の實年代は六朝中期を溯りがたいものであらう。而してこの棺の主部をなすものが、九州の合口甕と異つて筒形の大きな土棺であり、其の兩口を半球狀の棺蓋で覆ふた形式のもので

ある。石室内にあつて、既に堅穴式石室との握手接觸を示す點に興味を惹くと共に、形式も南鮮羅州潘南面のものに比して一變化が認め得られ、手法の後述澤田のものと相類する所のある點から、ここに形式上の推移を窺ひ得られるとなす一面の觀察が生ずる譯である。しかし、これをもつて直ちに九州の金石併用時代の甕棺と系統上の深い關係を説くことを、私は暫くまちたい、何故ならば、この讃岐例の土棺の半球狀の棺蓋の代りに、直弧文ある埴輪の破片をもつて覆ふた略式とも稱すべきものが、河内國河内郡道明寺村大字澤田の一遺蹟から、大正十年九月に發見されたが、其の大破してゐるに拘はらず吾々の認める所では埴輪圓筒を棺に代用したものであつて、所謂甕を合せた棺ではない。<sup>(4)</sup> 圓筒を棺に代り用ひたものは、因幡國岩美郡米里村大字久末六部山古墳に於ても其の例を見るが、圓筒の大さに制限せられて二個の圓筒が口を合せて伸葬の棺として用ひられた所、一見甕棺と似た所がある、斯様な類似のみで、九州のものとの間の系統觀を確立することは尙疑問の餘地があるのであつて、寧ろ圓筒を棺に代用することは階級にもよろうが、時宜的のもので、九州のものの流を傳へずとも發生し得るものである。この故に及んでは、讃岐の例をも略々認容しつつ、一面に於て疑問なきを得ないのである。若し夫れ、大和國山邊郡朝和村壹生發見のものや、近江國栗大郡治田村大字安養寺字笠田、近江國野州郡守山町字立入寺山古墳發見のもの等を擧げて、九州の甕棺との間に形の上にある類似を説くことは私達も肯く所であるが、未だ系統上の有無を強説する程の勇氣を持たない。大和國生駒郡伏見村寶來字中尾發見の異

形筒形陶棺も、自からかへりみて、また此の感を有するものである。斯様に、九州に行はれた本來の甕棺が、流れを後に傳へて發生したと見得べきものを數へて見て一考した。其の行はれた膝下に於ては、尙疑問を有するが筑後向定覺の例をしるし、東に傳へたともすべき讃岐の例を考慮し、内地より逆に半島に及ぼしたものとしては南鮮羅州潘南面の例を認めた。尙すべてを、正しく認容するには將來をまたねばならぬが、共に九州の甕棺の執拗な餘沫として、六朝代若しくは夫に前後する時代にあらはれた一群として濃厚な疑問を有するものである。

註(1) 後藤守一氏「九州北部古墳の二三(一)」(考古學雜誌十二卷四號)

(2) 此の遺蹟に就ては、谷井濟一氏の「羅州潘南面に於ける倭人の遺蹟」と題する精密な報告の公刊を俟つべきであらうが、大正六年度朝鮮古蹟調査報告に同氏の畧報があるし、考古圖集第三、第五、第八集及び朝鮮總督府博物館列品圖鑑第三にも載せられてゐて、其の一斑を想像し得られる。

(3) 上原準一氏「特殊なる型式の甕棺を發見したる讃岐國香川郡圓座村山崎の古墳に就て」(考古學雜誌十一卷六號)

(4) 私も此の遺跡を前後二回に亘つて實査した。當初封土を有してゐたらしい。棺内よりは碧玉岩製の管玉を出した。棺は破片のみとなつて、東京帝室博物館の所蔵に歸してゐる。

(5) 拙稿「異形の陶棺を發見したる大和國生駒郡伏見村寶來字中尾の遺跡について」(考古學雜誌十四卷五號)

き餘沫をも併せ記したが、今や最後に屢々先人によつて論及せられた甕棺と陶棺との關係を一考して、本編の結末をつけたいと思ふのである。

陶棺については、私自ら稿を改めて詳論し得る機會があらうと信じてゐるから、今は、甕棺との性質の考查に必要な部分を概述するに止めて置かうと思ふ。陶棺は古くから先輩によつて唱へられ來つた名稱であつて、其のものの本質を最も適確に表示してゐる譯でもないが、この耳慣れた呼方を急に棄てざる程の適當な言葉を見出さない。此の陶棺には、所謂土師質のものと、陶質のものとの兩者があるが、其のいづれにしても、すべて死骸を容れるべき器——棺として、其の特殊の目的でつくられなかつたものは、一もないと言ひ得る有様をなしてゐる。これは最初に注意を要する。かくの如く棺の目的で製作されたとすべき陶棺は、四五の特殊な變形形式を除いては、これを

(A) 切妻屋根式——(B) 唐破風屋根式  
(C) 四注屋根式——(D) 龜甲形式

の四式に分ち得るが、此等四つのタイプは、歸するところ、其の根柢に一貫して流れてゐる一の特徵によつて、すべて「家型式」の同一範疇内に置かるべきものである。私の見る所では、(B)の唐破風屋根式のものは、(A)の切妻屋根式のものと密接不離な形式上の關係をもち、(B)に比して(A)は、先出的であり、同じく(C)の四注屋根式のものに比して(D)の龜甲形式のものは後出的であつて、これは型式學上より、また

伴出遺物の上より認められると思ふのであつて、一部の人の抱く様な龜甲式より四注造り式に進化したとの想像にはかに贅意を表し得ないのである。夫は兎も角とするも、此等は家型陶棺の名を呼ぶを不當としないものである。

這種の陶棺の伴出遺物或は副葬品を一瞥しても、殆どすべてが古墳末期の特徴を有するものである。わが古墳の末期にあつては鏡を副葬する風習も、發掘の實際の示すところ、其の例が尠少に至つたといふべく、しかして陶棺内より出す遺物に鏡の存したことは殆どこれを聞かないのである。また、陶棺は往々にして、横穴式石室内より發見され、堅穴式石室内より見出される場合に於ても殆ど其の石室は後期の退化的粗簡なものであつて、古式古墳に見る様な特徴のものではない。未だ前方後圓墳から陶棺を出した例は寡聞其のあるを知らない。封土あるものにあつては、概して圓墳である。嘗つて、一部の人々の間には、備前國邑久郡美和村築山古墳（前方後圓墳）から、支那の三國式の鏡を副葬した陶棺の發見されたことを唱へられてゐたが、實査を經ずに地方廳の報告に一々たよられての言であつたが、私や梅原末治氏の實査によつて、紛らふ方もない石棺であることを明にし得て、陶棺の左様に上し得べきものがないことを確信したことがあつた。斯様にして、吾々は此等の陶棺の行はれた年代を漠然ではありながら、古墳末期に推定することが出来るのである。そして、この年代觀を稍々局限し得る例として、二地發見の陶棺をここに擧げたいのである。其の一は、備前國邑久郡美和村本防山發見の切妻式のもの

で、他は大和國添上郡櫟本町發見の例である。前者にあつては、棺身の一部に二個の瓦當蓮華文を有してゐて、其の文様の示すところ、屢々先輩によつて奈良時代の前期なりと稱せられる巴瓦の文様の夫と表現の規を一にする所から、尠くとも切妻式の陶棺存續の一點が其の頃まで觸れてゐることを語るに外ならないし、後者の大和の例は昨年私の實査して新に知り得た資料であるが、これまた、龜甲型陶棺の一部が多種の奈良時代前期の瓦と共に伴出してゐて、このタイプのものが尙、奈良時前期にも製作されたと考へ得られる譯である。私が嚮に、龜甲型陶棺をもつて、四注造り式のものに比して、後出的なりとしたのは、型式の外に、此の點を考慮しての言なのであつた。此の二例は、陶棺夫自身からすれば、其の後の部分に置かるべきものの年代を稍々明にしてゐる點に興味があらうと信ずる。

さて、右に略述した様な形式をもち年代をもつ陶棺がしかば、どのやうな分布をもつてゐるのであらうか。今までに吾々の調査する所では、夫は略三つの中心をもつて發見される。美作備前地方を中心とするもの其の一、山城大和河内攝津等の京畿地方を中心とするもの二、上野等を中心とするもの其の三である。しかして、九州に於ては何等この種の陶棺の發見されてゐない事實は、後述すべき九州の甕棺と陶棺との關係の有無の考察に重要な一の論點を提供するものであることをここに特にしるして置きたい。

分布よりすれば、此等の三中心を認めざるを得ないが、夫では此等の三中心は如何にして生じたので

あらうか。古墳の末期にあつても、京畿の地方や、上野等の地方は石棺を製すべき石材の獲得に、甚しく苦しむだとは考へ難い土地である。發見せられる凝灰岩等の剝拔製石棺等はこれを論證するに餘あるからである。例へば昨年注意に上つた山城國乙訓郡大原野村大字石見上里の陶棺は、同墳内に於て近接して發見された凝灰岩の石室内に當初置かれたものであらうと想像せられる如く、凝灰岩製石室との共存はこの有力な一證であつて、陶棺は石棺を製すべき石材の獲得の困難からつくられたものとは考へ得ないのである。また備前美作地方も地質圖<sup>(2)</sup>によつて考查するに、必ずしも棺材を切り出すべき石材の近くに求め得られない土地ではなく、ターチシアルの産する附近から、また其の地方からも、陶棺が發見せられてゐるのであるし、陶棺と同地方にも稍々其に形式の生ずる石棺の存することがある。むしろ、京畿地方が出土遺物の點から古墳時代の文化の中心地であつたと思はれることや、上野等の地また同様の見地から關東の文化の中心地であつたことが思はれる所より、尙また備前美作の他方が後世にも窯業上の一中心をなしたのを考へる時には、漸次、墳墓の築造が労力や經濟上のより渺い消費で多くの效果を出さうといふ段階に進みつつあつた古墳時代の末期に於て、窯業の發達より導かれて發生した文化所産と見たいのである。即ち、石切場に材を求めてこれを運搬し、墳に遺骸を容れ据ゑるまでに、拂ふ經濟上の負擔は、甚しく多額に上つたと想像せられるので、これが窯業の發達から焼物の棺を製し得るならば、蓋し夫に拂ふべき經濟上の負擔は、石棺に比して甚だ軽いものであるといはねばならぬ。かく、私

は陶棺を以つて、文化の推移がもたらした窯業の發達に導かれて發現した、同代人の經濟的理念の一あらはれであると解する。かく見るならば、文化地の京畿や上野等に其の分布の一中心を持ち、後世尙窯業地の備前美作地方にまた此の多いことは肯き得る譯である。

かく見得るならば陶棺を以つて、家形石棺の二次的進化と見ることが最も穩當なこととして、今や吾吾の問題となるのである。即ち、這種陶棺が「家形」のものであることは、其の基く所家型石棺にありと思はれるのであつて、陶棺の形式は、これを否定するところがない。かの疣状突起の如き家形石棺の所謂繩掛突起の變化したものであり、若し、家型石棺にして家型となるに従つて船形や長持形或は割竹形のものより繩掛突起の表現が當代家屋の或もの例へば樋貫の如きものと形の上で近接するところがあつたとするならば、其の家形石棺の二次的變化である陶棺も、其の疣状突起が家屋の或ものに似た所のあることを注意するもあながち不當でもあるまい。但し、其の發現に祖型をなしたとすべき家屋石棺を中間に置くを忘れて、陶棺の疣状突起をもつて、直ちに當代墓屋根の樋貫を模したとする見解には到底與しがたいのである。吾々は、家型石棺の突起が陶棺に於ては、疣状になつて退化遺存してゆく所に、社會的存在の變化の面白い事實を認めるのである。また、陶棺の脚の如き、石棺に未だ一例も見ない事實を有してゐることは、これまた窯業上の必要より必然的に營まれたもので、龜甲式や四注式のものに多くを見る孔等と共に、大物を焼く時に、焼成上かくすることが、器全體に及す火力の平均をはかる上

に、甚しく役立つたのであらうと考へる。別に陶棺の脚が、器身が家形をなしてゐる所から、直ちに床下を模したとする考察を下す人なきを保しがたいし、また脚が棺臺を模したものであらうとの想像を徒らに描く人もあらうが、吾々は家形石棺に足を有するものが絶無である點から、同じく家形でありながら一には脚を有し、他にはこれを有しないことの明快な理由を聞かない限り、床下模倣説には可能性が寡く、また棺臺模倣説に至つては、石室内に於ける家型石棺の占位状態からして、到底これを許容し得ないし、往々見る棺座の實際の手法の示すところも、脚ある棺臺等と稱し得るものからは、自から別個である。

吾々は徒に空想によつと説明することを避けたい。また、屋根の妻の孔もこれを焼成時の通氣孔とする蓋然性を吾々は否定しがたいので、ことにこの孔に栓を具へてゐるものあることは、孔が焼成等の製作時に必要なものであつて、既に製作され終り、棺として使用されるに際しては栓をもつて孔を閉塞したのであつたといふべく、使用時に栓の存在したことは、孔が製作の必要より營まれたとする見解とは、時間的に別個のことがらであつて、其によつて窯業の上から必要としたとする考を否定する理由にはならない。即ち、吾々は其の脚や孔に特別な深い意義あるのではなく、製造上の必要から生れたと考へるばかりである。魏志倭人傳や古事記は、この脚や孔に何等の説明を書いてゐないに拘はらず、其を窺ひ、また徳川時代の述作である古事記傳によつて、これを解決しようとするが如きは、單に附會に終ら

うと信ずるのであつて、吾々は不幸にして從ひがたい。また、大和日葉酢姫陵の石室に圓孔があり、歐洲や印度等のドルメンには、側孔があつても、栓のない夫等と使用時に栓を用ひた、若しくは栓の存在が使用時の前後に想像し得る陶棺の孔とは同時に談すべからざるものであることをも一言したい。そして、私は、陶棺が、家型石棺より出ながら、部分的に小異ある所に、事物の變化の妙味と魅力とを感じるものである。

斯様な一般的な陶棺の以外に少數な異形の陶棺がある。大和郡山中學校所藏の如き砲丸形のもの、其の他翼を有するもの、無脚無底のものがある。此等異形のものは其等相互の間に密接な形式上の相關關係を持たないし、況や一般的の陶棺に對しては形式的に類似するところ甚だ尠く、異形のものが家型陶棺のプロトタイプをなすと考へる人は、絶無であると信じられる。

さて、私は、陶棺に關する知見を畧述せむと欲して、かくも長きに失するの有様となつた。今や直ちに甕棺と陶棺との關係の比較論に進まうと欲する。

甕棺が、九州に於て金石併用時代前後に行はれ、既に魏晉代に這入つては廢滅に歸したことは前述したものである。しかるに陶棺は古墳の末期恐らくは六朝の中末期からわが奈良時代にまで及ぶ間に行はれたものであつて、一見直ちに兩者の間に存する年代上の gap を認めざるを得ないのである。吾等はこの間隙を満して兩者をつなぐべき何者をももたない。智的技能の拙劣から日常の土器を利用して棺となし

た原始的内部主體の甕棺と、古墳末期に及んで文化技術の進歩に基く窯業の發達に導かれて必然的に發生した、經濟的負擔をよく輕減することを念とするため當初より棺として營まれた、陶棺とは、自から性質を別にする。かくも兩者は製作目的を異にすると見られる。他方殊に一般的な陶棺が、家形石棺をプロトタイプとしてゐる顯著な事實のあるのを考へるならば、何を苦しむでまで吾々は甕棺と陶棺との系統上の關係を強て認めようと空しい努力を費す必要と義務が何處にあらうか。家形石棺が甕棺より出自してゐると説く人があるならば、吾々は其の人の頭腦を不信用にしてよい。そして、甕棺の行はれた九州に、何等の陶棺を發見せず、別の地方に陶棺の見出されることは、九州に於て甕棺が陶棺に發達した何等の形跡を示さない有力な事實で、甕棺が窯器の棺として、全然後繼者をもつくることなくして、其地に亡んで了つた立派な證明をなしてゐるといはざるを得ない。かくして、私は兩者の關係を峻別する。

往々、甕棺と陶棺との關係を認めようとする人は、特殊な異形の陶棺を過重視する。そして屢々其の特殊品が、一般の陶棺中如何に貧しい位置をしかしめてゐるにすぎないことを忘れて顧みようとしない。吾々は、津山高等女學校に藏する翼ある陶棺のみによつて、一般の陶棺論をなすことの危險を充分に知り、また大和生駒郡伏見村寶來發見の異例によつて、一般陶棺の系統論をなすべきでないことを自ら注意してゐる。尙よく問題にせられる畠傍中學所藏の大和國山邊郡朝和村中山發見の陶棺の破片の如き、

また然りである。しかも、あの殘片を複原して見たら果して割竹形陶棺の身を得るであらうか。私は、昨秋、正倉院御物拜觀の歸途、其を實地に精査して見た。今や、異形の棺を中心に於て、甕棺と陶棺との關係を結ぶことに大いなる疑問を抱いてゐる。異形は所詮異形のものであつて、一般的のものではない。また一般的のもののプロトタイプではない。斯様にして私は兩者の關係を否定せざるを得ないのである。

註(1) 近く發表せんとする拙稿「陶棺考」に詳述する豫定である。本項中、屢々暗示的な字句を用ひたのも、其を用意してのことである。

(2) 地質調査所發行地質圖赤穂、生野、岡山、大山圖幅、及同上說明書參照。

(3) 後藤守一氏は、其の「甕棺陶棺について」(考古學雜誌十三卷十號)に於て「石棺に脚に似たるものもあるは、寡聞、僅かに上野及び播磨に二個ある」ことを述べてゐられるが、私は其の信すべき理由を知らない。

(4) 樋古清之君は、考古學雜誌上にこれを蓋として報ぜられてゐる。或は從ふべきである。詳細は他日に譲る。

## 九

以上數項に亘つて、私は九州の甕棺を概述して起原に及び、或は廢滅の時期を一考して、執拗な餘末を顧み、最後に屢々論及せられる所の甕棺と陶棺との關係の有無に觸れて筆を斷つたのである。陶棺については省筆を専らとし、尙一步進んで言はんと欲して、故あつて返つて筆をひかへた。論じて盡さず、切に御寛恕を乞ひたい。また文を行うことの拙なる罪を先輩に負ふことなきを保しがたい。共に眞理を

求めて途上にあるものの言として、また此の點の御寛容を仰ぎたいのである。

森本六爾